坂城都市計画道路の変更（坂城町決定）

１．都市計画道路中３・４・１号坂都１号線ほか４路線を次のように変更する。

２．都市計画道路中３・４・６号坂都６号線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・1	坂都1号線	坂城町大字上五明字旅屋場	坂城町大字南条字青木下	坂城・中之条	約6,170m	地表式	2車線	16m	しなの鉄道との立体交差、幹線街路との平面交差10箇所	
	3・4・2	坂都2号線	坂城町大字坂城字田町	坂城町大字坂城字荒井	横町・立町通り	約1,660m	地表式	2車線	16m	幹線街路との平面交差４箇所	
	3・4・4	坂都4号線	坂城町大字中之条字逆木	坂城町大字中之条字開畝	文化センター北通り	約540m	地表式	2車線	16m	幹線街路との平面交差２箇所	
	3・4・6	坂都6号線	廃止								
	3・5・10	坂都13号線	坂城町大字坂城字四ツ屋	坂城町大字坂城字原	神明宮	約440m	地表式	2車線	12m	幹線街路との平面交差２箇所	
	3・5・11	坂都14号線	坂城町大字南条字北畑	坂城町大字南条字玄古	谷川	約310m	地表式	2車線	12m	幹線街路との平面交差２箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理　由

本都市計画区域において社会経済情勢の変化等を勘案し、道路網の見直しを行った結果、都市計画道路の変更を行うものである。

併せて、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 331 号）及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（平成 10 年建設省第 37 号）に基づき、車線数を決定する。

都市計画道路変更理由書

坂城都市計画道路は、昭和52年と平成３年に計画決定され、幹線街路13路線のうち12路線は昭和52年に計画決定された路線である。計画路線延長は約29㎞であり、このうち整備済延長は約８㎞、整備率は約27％（令和６年３月31日現在）にとどまっており、大半の路線が計画決定から50年近く着手されていない。

坂城都市計画道路は、高度経済成長期における人口増加、交通量の増大及び市街地の拡大を背景として計画決定されたものである。多くの路線が当初計画決定された昭和 52 年頃は、第一次オイルショック後の経済成長期であり、人口増加及び経済成長のもとで社会資本整備が進められた時期であった。また、平成３年には、関越自動車道上越線の供用（平成５年供用開始）を控え、坂城インターチェンジに至る交通の円滑化や土地利用の増進が求められていた。

しかし、近年は人口減少、高齢化、経済成長の鈍化等、当初計画決定当時と比べ社会情勢が大きく変化し、住宅立地動向や民間施設の開発などが計画決定当時とは異なっているなど、それぞれの都市計画決定当時に想定していた将来像と現状が乖離している。また、町の上位計画においては公共施設の再配置と連携した都市機能の集約を推進する方向性が示されるなど、都市像についての考え方にも変化が生じている。

このような状況を踏まえ、坂城町では、令和６年度から幹線街路の未着手路線を対象として都市計画道路の見直しに取り組んできた。見直しに当たっては、坂城都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに坂城町第６次長期総合計画との整合を図るとともに、必要性及び実現性による区間別評価、評価に基づく将来道路網の検討、将来交通量推計による検証及び評価の再整理を行い、都市計画道路見直し方針を策定した。これらの検討を踏まえ、地域の合意形成及び関係機関との協議が整った６路線について、都市計画道路の変更を行うものである。

３・４・１号坂都１号線の変更について

変更理由

３・４・１号坂都１号線は、上五明地区と南条地区を結ぶ路線で、計画延長約 6,620m、計画幅員 16m、起点は県道 77 号長野上田線、終点は３・５・７号坂都７号線（国道 18 号）であり、昭和 52 年に都市計画決定されている。

計画決定当初は、南北の幹線道路である３・５・７号坂都７号線と県道上田稲荷山線（現 県道 77 号長野上田線）を結び、千曲川右岸地域と左岸地域を連絡する東西幹線として、広域的な交通処理を担うとともに、市街地外縁に位置する環状線として、３・５・７号坂都７号線に集中する交通を分散する役割を担う路線として計画決定した道路である。

整備状況は、千曲川渡河部を含めて整備率は 62％であるが、町の幹線道路として着実に整備が進められており、計画決定当初に期待された沿線施設の立地促進等の役割を果たしつつある。

未整備区間のうち終点側の約 390m区間の北側には、千曲川の両岸を結ぶ鼠橋と直結し、３・３・１３号上田篠ノ井線につながる幹線道路として、平成６年に道路幅員 16mの町道 A01 号線が整備されており、代替路として機能している。

また、終点からおよそ 1,000m の地点にある約 270m区間は、既存道路用地を最大限に活用し、旧道に沿った緩やかな曲線の線形として昭和 52 年に都市計画決定されたが、平成 21 年の整備時に、走行の安全性を考慮して直線的に整備したため、都市計画決定線と整備済みの線形にわずかな不整合が生じている。その結果、今後整備する予定のない私有地にも都市計画制限が残っている状況である。

このため、終点側の約 390mについては、町道 A01 号線により代替機能が確保されていることから、当該区間を廃止する。また、都市計画決定線と現道の線形に不整合が生じている区間約 270mについては、現道の線形に合わせて 210mに都市計画変更することで都市計画制限の適正化を図る。

併せて、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 331 号）及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（平成 10 年建設省第 37 号）に基づき、車線数を決定する。

なお、上記区間を廃止した道路網における将来交通量推計の結果においても、大きな支障はないことを確認している。

３・４・２号坂都２号線の変更について

変更理由

３・４・２号坂都２号線は、坂城地区内を通る路線で、計画延長約 2,190m、計画幅員 16m、起点は３・４・１号坂都１号線、終点は町道 A02 号線である。昭和 52 年に都市計画決定され、以後、1 回の都市計画変更を行っている。

計画決定当初は、３・４・１号坂都１号線と坂城駅を結び、坂都３号線を介して北部市街地の環状道路を形成することで、市街地内の交通処理を担うとともに、市街地東側への都市的土地利用の展開を見据えた路線として計画決定した道路である。

整備状況は、起点側 150ｍの整備が完了し、整備率は７％にとどまっているが、坂城駅周辺は、令和６年に策定した坂城町立地適正化計画において中心拠点として位置付けられており、駅周辺の近隣商業地域及び第１種住居地域は都市機能誘導区域、居住誘導区域に位置付けられていることから、コンパクトなまちづくりを目指す中でも本路線の大半は今後も整備が必要な路線である。

しかし、３・４・３号坂都３号線との交差部から終点にかけては、計画決定当初に想定していた市街化が進展しておらず、坂城町立地適正化計画においても居住誘導区域から除外されており、都市機能や居住の集積を図る区域として位置付けられていないため、都市計画道路として存続させる必要性は低いと判断される。このため、３・４・３号坂都３号線交差部から終点までの一部区間について廃止する。

なお、上記区間を廃止した道路網における将来交通量推計の結果においても、大きな支障はないことを確認している。

３・４・４号坂都４号線の変更について

変更理由

３・４・４号坂都４号線は、中之条地区と坂城地区を東西に結ぶ路線で、計画延長約 810m、計画幅員 16m、起点は３・５・７号坂都７号線（国道 18 号）、終点は町道 0180 号線交差部であり、昭和 52 年に都市計画決定されている。

計画決定当初は、南北の幹線道路である３・５・７号坂都７号線（国道 18 号）と３・４・１号坂都１号線を結び、市街地内の交通処理を担うとともに、市街地東側への都市的土地利用の展開を見据えた路線として計画決定した道路である。

整備状況は、起点側から３・４・１号坂都１号線交差部までの 540m区間の整備が完了し、整備率は 67％で、整備済みの起点側、３・５・７号坂都７号線（国道 18 号）から３・４・１号坂都１号線交差部間は都市計画マスタープランにおいても幹線道路として位置付けられており、計画決定当初の機能を果たしつつある。

一方、３・４・１号坂都１号線交差部から終点にかけては幅員７ｍの現道があるが未整備であり、沿道には坂城町図書館が存在するが、その他はほぼ田畑で、図書館来館者の出入りは建物南側の道路となっているため、当該区間の自動車交通及び歩行者の利用は少なく、今後の交通需要の大幅な増加も見込みにくい。

また、当該路線区間は令和６年に策定した坂城町立地適正化計画において都市機能誘導区域内に存在しているが、沿線に都市機能施設や公共交通施設が存在する３・４・１号坂都１号線の沿線地域として都市機能誘導区域に位置付けているものであり、当該誘導区域内における当該路線区間の有効性は低いと判断できる。

以上のことから、３・４・１号坂都１号線交差部から終点までの区間については、当初期待された居住地整備等の都市施設充実に資する効果が限定的であり、都市計画道路として存続させる必要性は低いと判断されるため、当該区間を廃止する。

併せて、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 331 号）及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（平成 10 年建設省第 37 号）に基づき、車線数を決定する。

なお、上記区間を廃止した道路網における将来交通量推計の結果においても、大きな支障はないことを確認している。

３・４・６号坂都６号線の変更について

変更理由

３・４・６号坂都６号線は、南条地区内を東西に通る路線で、計画延長約 280m、計画幅員 16m、起点は３・５・７号坂都７号線（国道 18 号)、終点は３・４・１号坂都１号線であり、昭和 52 年に都市計画決定されている。

計画決定当初は、南北の幹線道路である３・５・７号坂都７号線（国道 18 号）と３・４・１号坂都１号線を結び、市街地内の交通処理を担うとともに、良好な居住環境の形成を見据えた路線として計画決定した道路である。

しかし、整備状況は全線未整備であり、計画区域周辺は 3.0ｍ以上の浸水想定区域であることから、令和６年に策定した坂城町立地適正化計画における誘導区域から除外されており、また、同計画においては、今後は誘導区域内に都市機能の集約を推進する方向性が示されている。

このため、当該路線については、計画決定当初に期待された市街地内交通処理及び居住環境形成に係る必要性が低下していると判断されることから、３・４・６号坂都６号線を廃止する。

なお、本路線を廃止した道路網における将来交通量推計の結果においても、大きな支障はないことを確認している。

３・５・10 号坂都 13 号線の変更について

変更理由

３・５・10 号坂都 13 号線は、坂城地区内を東西に通る路線で、計画延長約 1,120m、計画幅員 12m、起点は３・５・７号坂都７号線（国道 18 号）、終点は大字坂城字入田地籍である。昭和 52 年に都市計画決定され、以後、1 回の都市計画変更を行っている。

計画決定当初は、南北の幹線道路である３・５・７号坂都７号線（国道 18 号）と３・４・１号坂都１号線を結び、市街地内の交通処理を担うとともに、沿道における良好な居住環境の形成及び市街地東側への都市的土地利用の展開を見据えた路線として計画決定した道路である。

整備状況は全線未整備となっているが、起点から３・４・１号坂都１号線交差部間は、令和６年に策定した坂城町立地適正化計画において居住誘導区域に指定されており、今後も生活サービス機能の持続的な維持に向けた整備が望まれる区間である。

一方、３・４・１号坂都１号線交差部から終点にかけては、居住誘導区域から除外されており、都市機能や居住の集積を図る区域として位置付けられていない。また、周辺の土地利用動向を踏まえると交通需要の大幅な増加は見込みにくく、当該都市計画道路の必要性は低下していると判断されることから、３・４・１号坂都１号線交差部から終点までの区間を廃止する。

併せて、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 331 号）及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（平成 10 年建設省第 37 号）に基づき、車線数を決定する。

なお、上記区間を廃止した道路網における将来交通量推計の結果においても、大きな支障はないことを確認している。

３・５・11 号坂都 14 号線の変更について

変更理由

３・５・11 号坂都 14 号線は、南条地区内を東西に通る路線で、計画延長約 960m、計画幅員 12m、起点は３・５・７号坂都７号線（国道 18 号）、終点は町道 A04 号線であり、昭和 52 年に都市計画決定されている。

計画決定当初は、南北の幹線道路である３・５・７号坂都７号線（国道 18 号）と３・４・１号坂都１号線を結び、市街地内の交通処理を担うとともに、沿道における良好な居住環境の形成及び市街地東側への都市的土地利用の展開を見据えた路線として計画決定した道路である。

整備状況は全線未整備となっているが、起点から３・４・１号坂都１号線交差部間は、令和６年に策定した坂城町立地適正化計画において居住誘導区域に指定されており、今後も生活サービス機能の持続的な維持に向けた整備が望まれる区間である。

一方、３・４・１号坂都１号線交差部から終点にかけては、坂城町立地適正化計画において居住誘導区域に指定されているものの、並行する３・４・５号坂都５号線が、平成３年の都市計画変更により千曲川両岸を結ぶ東西の幹線道路として、３・３・１３号上田篠ノ井線交差部から３・５・７号坂都７号線交差部まで延伸されたことにより、当初想定していた交通処理能力の必要性が低下している。また、当該区間と並行して、南側及び北側に約 80ｍの間隔で幅員約６ｍの現道が２路線存在しており、都市計画道路と比較して機能は劣るものの、一定の代替機能を有していることから、当該都市計画道路の必要性は低下していると判断される。

以上のことから、当該区間については、都市計画道路として存続させる必要性は低いと判断されるため、３・４・１号坂都１号線交差部から終点までの区間を廃止する。

併せて、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 331 号）及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（平成 10 年建設省第 37 号）に基づき、車線数を決定する。

なお、上記区間を廃止した道路網における将来交通量推計の結果においても、大きな支障はないことを確認している。

平成三十年九月

坂城都市計画図

坂城都市計画道路の変更 総括図（坂城町決定）

3・4・1号	坂都1号線の変更
3・4・2号	坂都2号線の変更
3・4・4号	坂都4号線の変更
3・4・6号	坂都6号線の廃止
3・5・10号	坂都13号線の変更
3・5・11号	坂都14号線の変更

千曲市

千曲市

上田市

上田市

上田市

3・4・2号 坂都2号線
(L=約2,010m) (一)
(L=約1,650m) 2車線 W=16m

削除区間
L=約1,530m

3・5・10号 坂都13号線
(L=約1,120m) (一)
L=約440m 2車線 W=12m

削除区間
L=約680m

3・4・4号 坂都4号線
(L=約810m) (一)
L=約540m 2車線 W=16m

削除区間
L=約270m

3・4・1号 坂都1号線
(L=約9,620m) (一)
L=約9,170m 2車線 W=16m

3・5・11号 坂都14号線
(L=約960m) (一)
L=約310m 2車線 W=12m

削除区間
L=約650m

3・4・6号 坂都6号線
L=約280m W=16m
削除区間 L=280m(全線)

終点区間
(L=約270m)
L=約210m

削除区間
L=約390m

1:10,000

0 100 500 1000m

凡例

	変更後区間
	削除区間
	既決定区間

凡例

	行政界
	都市計画区域界
	都市計画道路
	風致地区
	特別用途地区（特別工業地区）
	その他の施設

用途地域区分	建ぺい率	容積率	建築物の高さ
第1種低層住居専用地域	40～50	60～80	10m
第1種中高層住居専用地域	60	200	—
第2種中高層住居専用地域	60	200	—
第1種住居地域	60	200	—
第2種住居地域	60	200	—
準住居地域	60	200	—
近隣商業地域	80	200	—
準工業地域	60	200	—
工業地域	60	200	—
工業専用地域	60	200	—

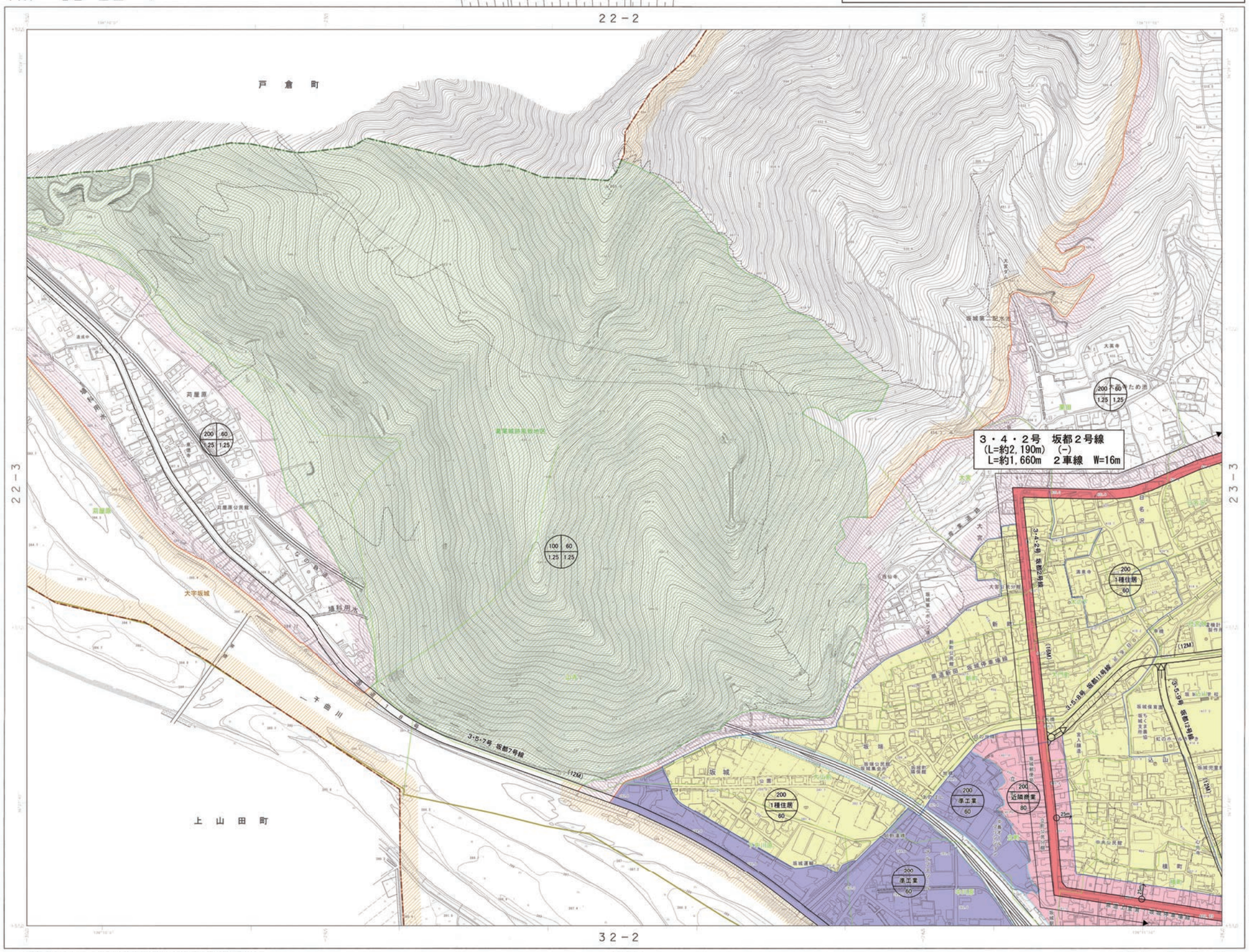
坂城町

株式会社協同測量社

計　画　図（坂城町決定）

坂城都市計画道路の変更 計画図（坂城町決定）（1／6）
3・4・2号　坂都2号線
縮尺　1：2，500

1:2,500
VIII－ID 22-4



凡　例
- 変更後
- 削除
- 既決定
- （　）内は変更前

凡　例
用途地域の指定のない区域
（容積率 / 建ぺい率）
- 100 / 60
- 200 / 60

凡　例				
行政界				
都市計画区域界				
都市計画道路				
風致地区				
特別用途地区（特別工業地区）				
その他の施設				
用途地域区分	建ぺい率	容積率	建築物の高さ	
第1種低層住居専用地域	40～50	60～80	10m	
第1種中高層住居専用地域	60	200	—	
第2種中高層住居専用地域	60	200	—	
第1種住居地域	60	200	—	
第2種住居地域	60	200	—	
準住居地域	60	200	—	
近隣商業地域	80	200	—	
準工業地域	60	200	—	
工業地域	60	200	—	
工業専用地域	60	200	—	

昭和45年測量
昭和63年修正
平成12年修正

(1)
(2)

1. (1) 平成10年11月撮影空中写真 (C2-36-39 1113 PA 2295)
(2) 平成11年11月撮影空中写真 (C3-26-29 1113 PA 2295)
2. 平成11年11月現地調査

1:2,500
0　50　100　200　300　400　500m

長野県　坂城町
株式会社 協同測量社

VIII－ID 22-4



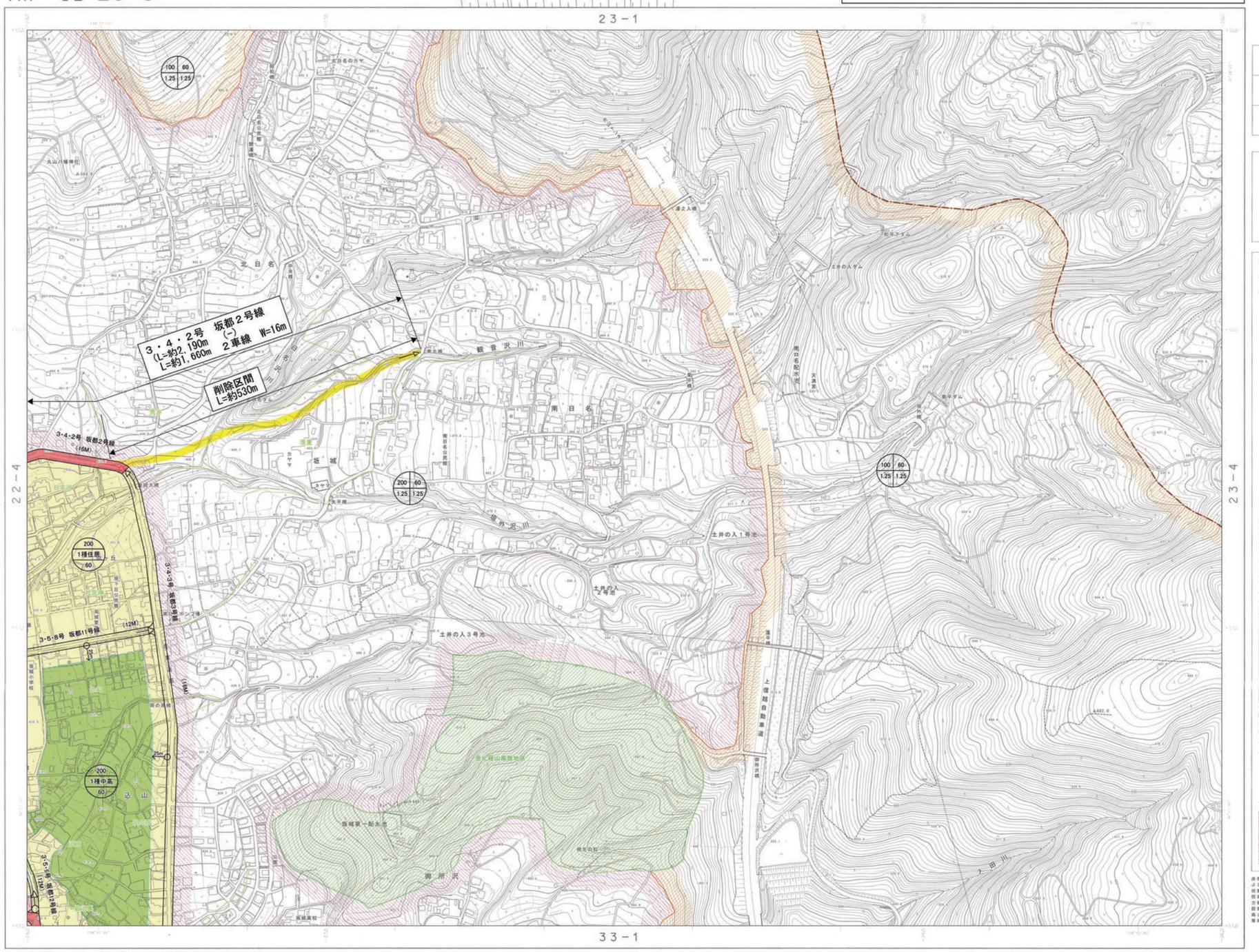
座標系は昭和43年建設省告示第3059号の真北による第Ⅷ系座系
投影は横メルカトル図法
図面に表示してある座標値は平面直角座標系Ⅷ系の値
方眼は0.5キロメートル間隔
図面に表示してある標高値は日本水準原点を基準とした東京湾平均海面（T.P.）
等高線の間隔は2メートル

VIII－ID 22-4

計　画　図（坂城町決定）

坂城都市計画道路の変更 計画図（坂城町決定）（2／6）
3・4・2号　坂都2号線
縮尺　1：2，500

1:2,500
VIII－ID 23-3



凡　例
- 変更後
- 削除
- 既決定
- (　)内は変更前

凡　例
用途地域の指定のない区域
（容積率 / 建ぺい率）
- 100 / 60
- 200 / 60

（容積率）（建ぺい率）
100　60
1.25　1.25
（道路斜線）（隣地斜線）

凡　例				
行政界				
都市計画区域界				
都市計画道路				
風致地区				
特別用途地区（特別工業地区）				
その他の施設				
用途地域区分	建ぺい率	容積率	建築物の高さ	
第1種低層住居専用地域	40～50	60～80	10m	
第1種中高層住居専用地域	60	200	—	
第2種中高層住居専用地域	60	200	—	
第1種住居地域	60	200	—	
第2種住居地域	60	200	—	
準住居地域	60	200	—	
近隣商業地域	80	200	—	
準工業地域	60	200	—	
工業地域	60	200	—	
工業専用地域	60	200	—	

昭和45年測量
昭和63年修正
平成12年修正
(1)
(2)
1，(1) 平成10年11月撮影空中写真 (C2-38-41 1113 PA 2296)
(2) 平成10年11月撮影空中写真 (C3-24-27 1113 PA 2295)
2，平成11年11月現地調査

1:2,500
0　50　100　200　300　400　500m

長野県　坂城町
株式会社 協同測量社



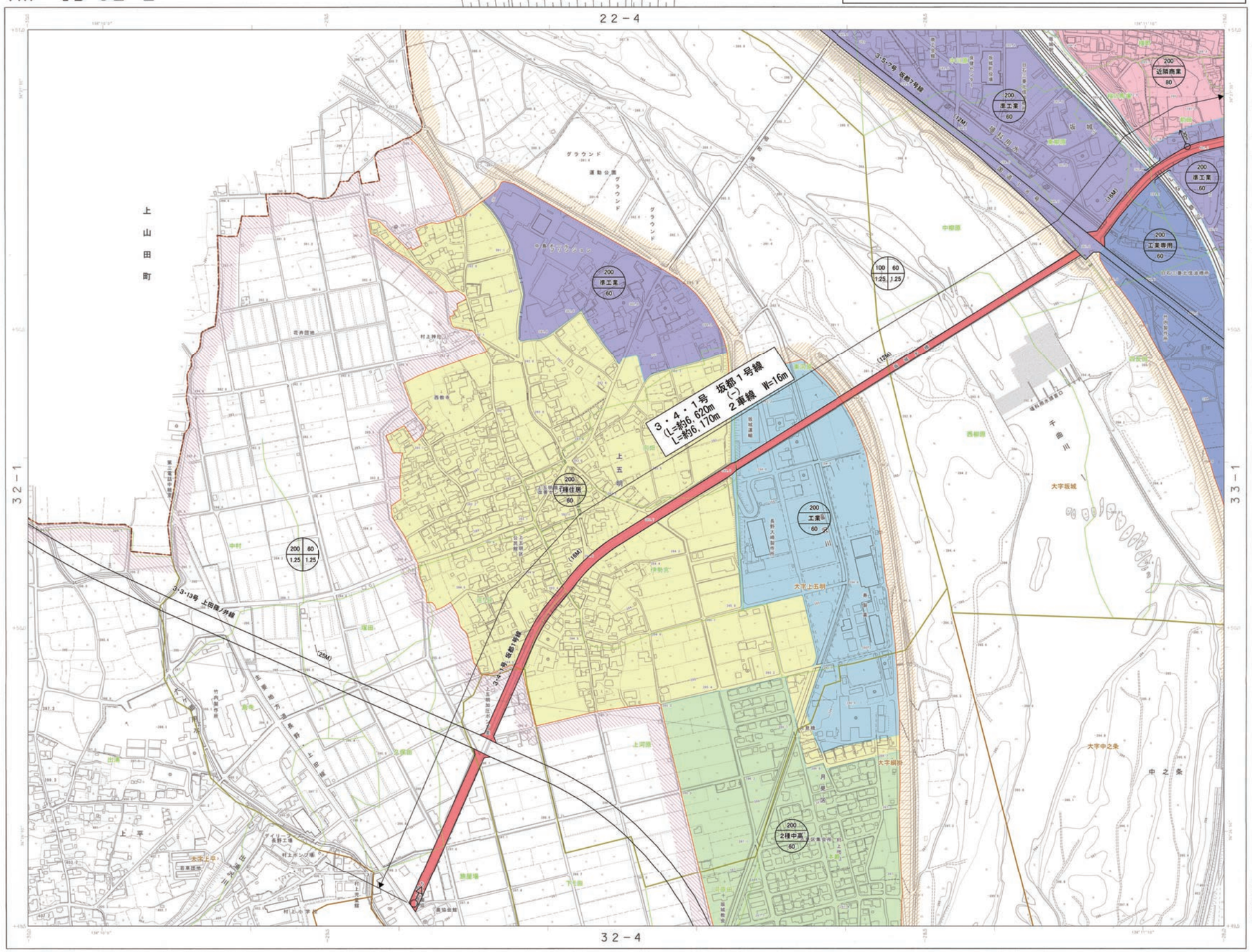
座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅷ系
投影は横メルカトル図法
図面に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図面に表示してある標高値は標高10秒間隔
高さの基準は東京湾平均海面（T.P.）
等高線の間隔は2メートル

VIII－ID 23-3

計　画　図（坂城町決定）

1:2,500
VIII－ID 32-2

坂城都市計画道路の変更 計画図（坂城町決定）（3／6）
3・4・1号　坂都1号線
縮尺　1：2，500



VIII－ID 32-2

22－3	22－4 長野県	23－3
32－1		33－1
32－3	坂城町 32－4	33－3

行政区画

長野県 埴科郡 坂城町

記号

凡　例
- 変更後
- 削除
- 既決定
- (　)内は変更前

凡　例
用途地域の指定のない区域
（容積率 / 建ぺい率）
- 100 / 60
- 200 / 60

（容積率）（建ぺい率）
100 60
1.25 1.25
（道路斜線）（隣地斜線）

凡　例	
行政界	
都市計画区域界	
都市計画道路	
風致地区	
特別用途地区（特別工業地区）	
その他の施設	

用途地域区分	建ぺい率	容積率	建物の高さ
第1種低層住居専用地域	40～50	60～80	10m
第1種中高層住居専用地域	60	200	—
第2種中高層住居専用地域	60	200	—
第1種住居地域	60	200	—
第2種住居地域	60	200	—
準住居地域	60	200	—
近隣商業地域	80	200	—
準工業地域	60	200	—
工業地域	60	200	—
工業専用地域	60	200	—

昭和45年 測量
昭和63年 修正
平成12年 修正

1. 平成10年11月撮影空中写真（CG-26-29 111-3 PA 2296）
2. 平成11年11月現地調査

1:2,500
0 50 100 200 300 400 500m

座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅶ系
投影は横メルカトル図法
図面に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図面に表示してある経緯度数値は10秒間隔
高さの基準は東京湾平均海面（T.P.）
等高線の間隔は2メートル

長野県　坂城町
株式会社 協同測量社

VIII－ID 32-2

計　画　図（坂城町決定）

坂城都市計画道路の変更 計画図（坂城町決定）（4／6）
3・4・1号　坂都１号線
3・4・2号　坂都２号線
3・4・4号　坂都４号線
3・5・10号　坂都13号線
縮尺　1：2，500

1:2,500
VIII－ID 33-1

23-3

3・4・2号 坂都２号線 (L=約2,190m) (L=約1,660m) (－) 2車線 W=16m

3・5・10号 坂都13号線 (L=約1,120m) L=約440m (－) 2車線 W=12m

削除区間 L=約680m

3・4・1号 坂都１号線 (L=約6,620m) L=約6,170m (－) 2車線 W=15m

3・4・4号 坂都４号線 (L=約810m) L=約540m (－) 2車線 W=16m

削除区間 L=約270m

32-2

33-2

33-3

凡　例
変更後
削除
既決定
()内は変更前

凡　例
用途地域の指定のない区域
（容積率 / 建ぺい率）
100 / 60
200 / 60

凡　例	
行政界	
都市計画区域界	
都市計画道路	
風致地区	
特別用途地区（特別工業地区）	
その他の施設	

用途地域区分	建ぺい率	容積率	絶対高さ
第１種低層住居専用地域	40~50	60~80	10m
第１種中高層住居専用地域	60	200	—
第２種中高層住居専用地域	60	200	—
第１種住居地域	60	200	—
第２種住居地域	60	200	—
準住居地域	60	200	—
近隣商業地域	80	200	—
準工業地域	60	200	—
工業地域	60	200	—
工業専用地域	60	200	—

昭和45年測量
昭和63年修正
平成12年修正

1. 平成10年11月撮影空中写真 (CS-24-27 1113 PA 2295)
2. 平成11年1月現地調査

0 50 100 200 300 400 500m
1:2,500

長野県　坂　城　町
株式会社　協同測量社

VIII－ID 33-1



座標系は昭和43年建設省告示第3058号の規定による第Ⅷ座標系
投影法は横メルカトル図法
図面に表示してある高標値は平口メートル単位
方向は0.5平口メートル精度
図面に表示してある標準高は標高10秒間隔
高さの基準は東京湾平均海面（T.P.）
等高線の間隔は２メートル

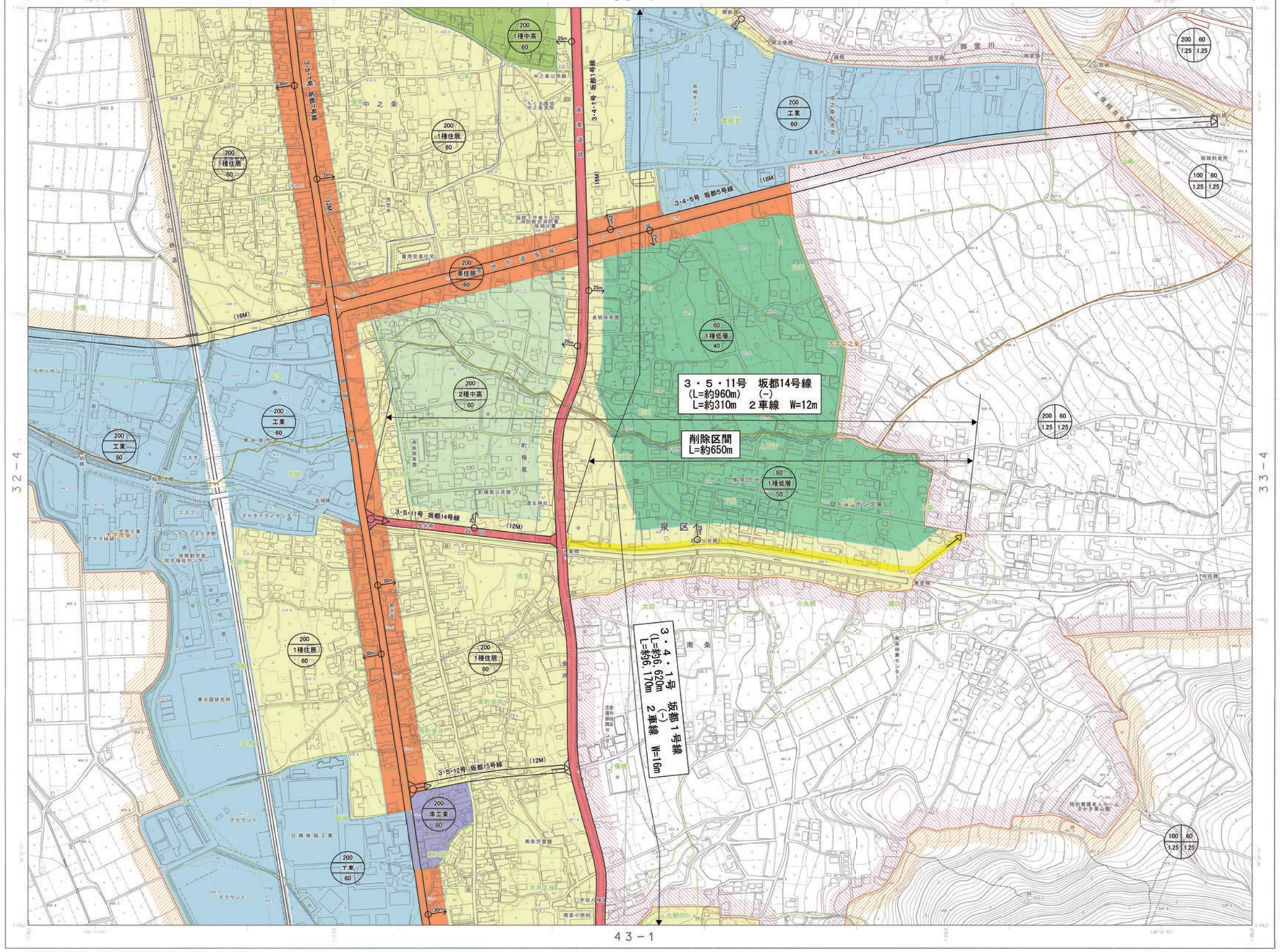
VIII－ID 33-1

1:2,500
VIII－ID 33-3

計　画　図（坂城町決定）

坂城都市計画道路の変更 計画図（坂城町決定）（5／6）
3・4・1号　坂都1号線
3・5・11号　坂都14号線
縮尺　1：2，500

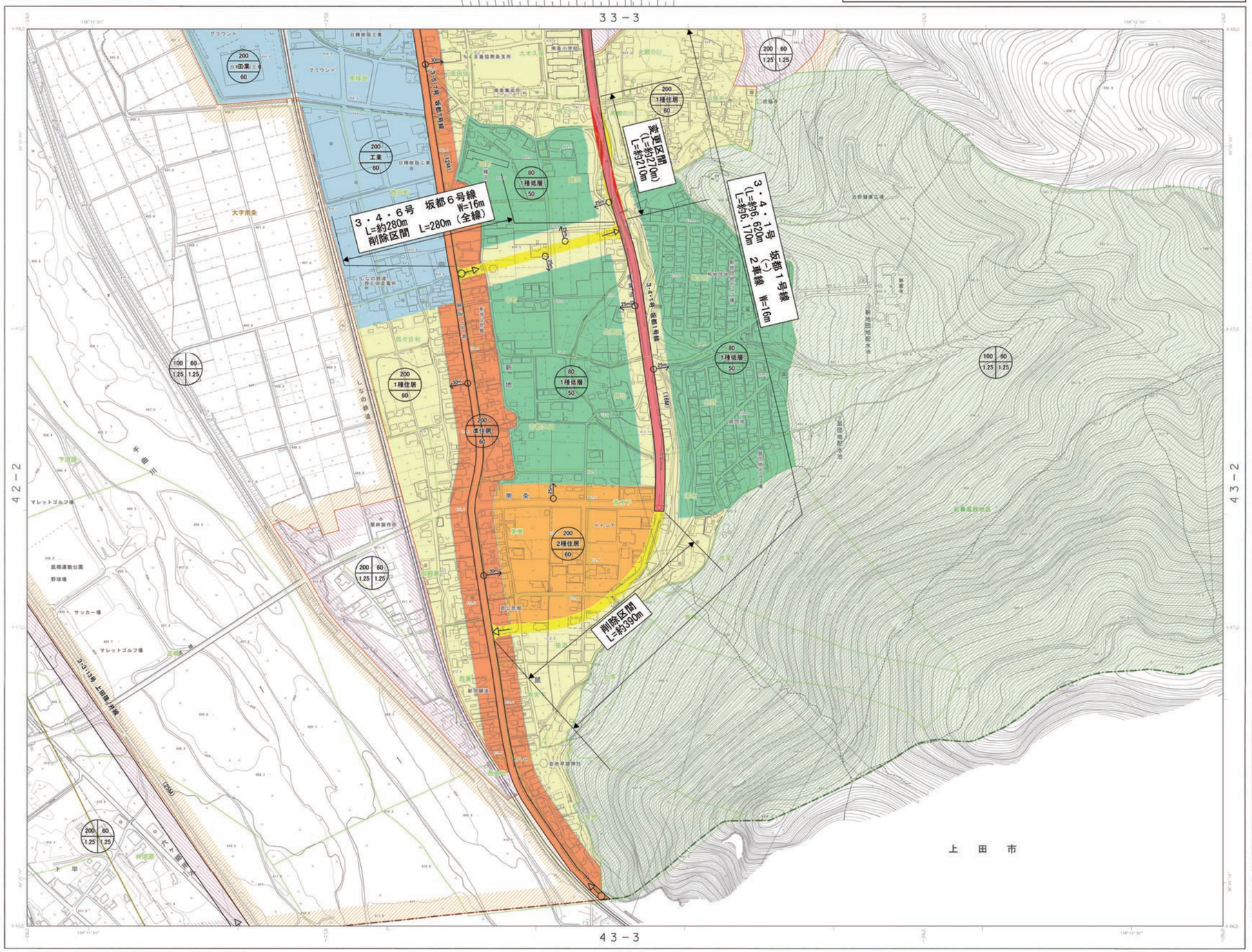
33－1


3・5・11号　坂都14号線
(L=約960m)　(－)
L=約310m　2車線　W=12m
削除区間
L=約650m
3・4・1号　坂都1号線
(L=約6,620m　(－)
L=約6,170m　2車線　W=16m
3・4・5号　坂都5号線
3・5・1号　坂都1号線
3・5・12号　坂都15号線
3・5・11号　坂都14号線
(12M)
(16M)
(18M)
(25m)
(30m)
(50m)
200 1種中高 60
200 1種住居 60
200 工業 60
200 2種中高 60
200 準住居 60
200 準工業 60
60 1種低層 40
80 1種低層 50
100 60 1.25 1.25
200 60 1.25 1.25
中之条
泉区
南条
御堂川
青木園研究所
日精樹脂工業
エスプリ
ウスダ
さかきテクノセンター
坂城オリンパス
坂城料金所
特別養護老人ホーム
さかき高山園
南条小学校
南条児童館
坂城町役場
坂城駅
北坂城駅
中之条公民館
南条公民館
泉区公民館
町福祉センター
町保健センター
総合体育館
町営プール
町営テニスコート
町営グラウンド
町営野球場
町営陸上競技場
町営弓道場
町営ゲートボール場
町営相撲場
町営多目的広場
町営ソフトボール場
町営ふれあい広場
町営ふれあい公園
町営ふれあい運動広場
町営ふれあい野球場
町営ふれあい陸上競技場
町営ふれあい弓道場
町営ふれあい相撲場
町営ふれあい多目的広場
町営ふれあいソフトボール場
町営ふれあいゲートボール場
町営ふれあいテニスコート
町営ふれあいプール
町営ふれあい総合体育館
町営ふれあい保健センター
町営ふれあい福祉センター
町営ふれあい役場
町営ふれあい駅
町営ふれあい北坂城駅
町営ふれあい中之条公民館
町営ふれあい南条公民館
町営ふれあい泉区公民館
町営ふれあい南条児童館
町営ふれあい南条小学校
町営ふれあい特別養護老人ホームさかき高山園
町営ふれあい坂城オリンパス
町営ふれあいエスプリ
町営ふれあいウスダ
町営ふれあいさかきテクノセンター
町営ふれあい日精樹脂工業
町営ふれあい青木園研究所
町営ふれあい坂城料金所
町営ふれあい御堂川
町営ふれあい南条
町営ふれあい泉区
町営ふれあい中之条

計　画　図（坂城町決定）

1:2,500
VIII－ID 43-1

坂城都市計画道路の変更 計画図（坂城町決定）（6／6）
3・4・1号　坂都1号線
3・4・6号　坂都6号線
縮尺　1：2，500



凡　例
- 変更後
- 削除
- 既決定
- （　）内は変更前

凡　例
用途地域の指定のない区域
（容積率 / 建ぺい率）
- 100 / 60
- 200 / 60

（容積率）（建ぺい率）
100　60
1.25　1.25
（道路斜線）（隣地斜線）

凡　例

行政界	
都市計画区域界	
都市計画道路	
風致地区	
特別用途地区（特別工業地区）	
その他の施設	

用途地域区分	建ぺい率	容積率	建築物の高さ
第1種低層住居専用地域	40～50	60～80	10m
第1種中高層住居専用地域	60	200	—
第2種中高層住居専用地域	60	200	—
第1種住居地域	60	200	—
第2種住居地域	60	200	—
準住居地域	60	200	—
近隣商業地域	80	200	—
準工業地域	60	200	—
工業地域	60	200	—
工業専用地域	60	200	—

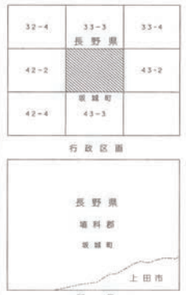
昭和45年測量
昭和63年修正
平成12年修正

1. 平成10年11月撮影空中写真（CS-73-75 1113 PA 2295）
2. 平成11年11月現地調査

1:2,500
0　50　100　200　300　400　500m

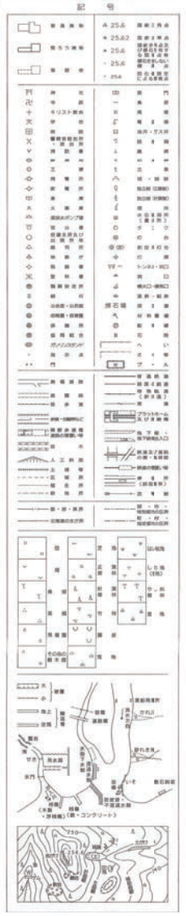
長野県　坂城町
株式会社 協同測量社

VIII－ID 43-1



行政区画

記号



座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定による第Ⅷ系座標系
投影は横メルカトル図法
図面に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある緯経度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾平均海面（T.P.）
等高線の間隔は2メートル

VIII－ID 43-1